

# 文化財保護課宮の渡し分室における自動販売機（清涼飲料水）設置に係る 名古屋市有地の一時貸付（先着順）のご案内

- ◆下記の物件は、受付期間内に先着順により受け付け、定価で貸付けを行います。
- ◆受付期間：令和 8年 3月10日(火)から令和 8年 3月12日(木)まで
- ◆受付時間：午前 9時から午後 5時まで
- ◆先着順のため、申込済みまたは契約済みの場合もありますのでご了承ください。

この貸付を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの案内によるとともに、必ず現地を確認し、入札される公有財産の現状・現形を承知されたうえで、申込みをしてください。提出された書類等に記載された情報は、貸付事務のみに使用します。

## 1 貸付物件

貸付物件は、次のとおりです。なお、詳細は物件説明書をご確認ください。

物件番号	種類	施設名称	設置場所	貸付面積	設置台数	最低貸付価格 (月額・円)
1	清涼飲料水	宮の渡し分室	道路側	2.0㎡	1台	400

- 1 貸付面積には、回収ボックスの設置スペースを含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、設置場所の確認をしてください。
- 2 現地説明会は行いません。入札参加希望の方はご自分で現地確認を行ってください。

## 2 申込資格

- 1 申込みできる方は、個人又は法人とします。ただし、次の(1)から(7)までのいずれかに該当する場合は、申込みできません。
  - (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 238条の 3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 1項に規定する方
  - (3) 地方自治法施行令第 167条の 4第 2項各号のいずれかに該当する事実があった後 3年（自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一部貸付入札に参加し、落札決定後に正当な理由がなく契約を締結しなかった方については 3か月）を経過しない方（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年 3月 5日付け15財用第 5

- 号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている方を除きます。)
- (4) 会社更生法(平成14年法律第 154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている方又は民事再生法(平成11年法律第 225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている方(更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた方を除きます。)
  - (5) 入札公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がある方
  - (6) 入札公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」(平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び「名古屋市が行う公有財産の売払い・貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」(平成20年 2月15日付け19財管第 253号)に基づく排除措置を受けている方
  - (7) 入札公告の日から過去 3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機(清涼飲料水)を設置した実績がない方

## 2 暴力団関係事業者の排除について

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ合意書を締結しており、公有財産の貸付契約についても、契約の相手方が排除対象事業者に該当するか否か、市から愛知県警察に照会します。

このため、入札参加申込者全員(法人の場合は、法人の役員等全員を含む。)について、氏名・生年月日・性別・住所・役職者名等の情報を提出していただきます。情報の提出に同意いただけない方は、入札の参加申込をすることができませんので、ご注意ください。

なお、入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報、上記照会を含めた入札関連事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）」

（平成20年1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体  
にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあっては  
その者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条  
第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景とし  
て暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等  
の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営  
に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質  
的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運  
営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法  
人
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを  
利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不  
法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の  
行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求  
の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたこ  
とを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当  
な理由がなく行わなかった法人等

### 3 自動販売機の設置条件

---

(共通仕様書及び物件別特記仕様書をご参照ください。)

#### 1 設置事業者の施設使用形態

- (1) 自動販売機の設置は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 238条の 4第 2項第 4号の規定に基づき、名古屋市が設置事業者に対し、行政財産である土地又は建物の一部を賃貸する方法により行います。
- (2) 一時貸付けであり、借地借家法(平成 3年法律第90号)の適用はありません。

#### 2 貸付期間

- (1) 当初の契約期間は令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日までとし、令和 9年 4月 1日から 4年を限度に、1年を単位として更新できます。ただし、本市が一時使用物件を必要とする事情が生じた場合には、事前協議のうえ、更新を許可しない、又は契約期間途中で契約を終了する場合があります。
- (2) 更新は 1年ごとの更新とし、更新を希望される場合は、毎年度11月末日までに契約担当課まで申し出てください。更新後及び年度途中で契約金額や契約条件の変更はできませんのでご承知おきください。
- (3) 更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。

#### 3 機器の設置

機器の設置については、契約後に施設担当課と調整のうえ行ってください。令和 8年 4月 1日から営業開始できなかった場合でも、本市は貸付料の返還やその他補償には一切応じられません。

#### 4 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額となります。

#### 5 必要経費

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置事業者の負担とします。
- (2) 光熱水費についても設置事業者の負担とします。各設置事業者において計量機器(子メーター)を設置し、それによる実費を、名古屋市が指定する期限までに全額納付してください。(単独引込により給電を行うものについては、この限りではありません。)
- (3) 電気工事が必要となる場合の工事の実施及び費用負担は、設置事業者の負担とします。

#### 6 設置機器の仕様

共通仕様書及び物件別特記仕様書をご参照ください。

#### 7 利用上の制限

貸付期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱費を期限までに確実に納付すること。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) その他契約書、物件説明書記載の事項を遵守すること。

#### 8 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は、投じた有益費や必要費などがあっても一切名古屋市に請求することができません。

## 4 申込・受付

---

受付期間	令和 8年 3月10日（火）～令和 8年 3月12日（木） 午前 9時から午後 5時まで（正午～午後 1時を除く。）
受付場所	名古屋市東区泉一丁目 1番 4号 名古屋市教育館 8階 名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課（電話 052-253-9278）
申込方法	受付場所へ必要書類をご持参ください。 ※必要書類が揃っていない場合は受付できません。 ※郵送、電子メール、電話、ファックスによる申込みはできません。 ※受付開始時間の午前 9時までに、又は、それ以降、受付場所に同時に、同一物件に複数の方の申込みがあったときは、抽選とします。 ※先着順のため、すでに申込済み又は貸付契約済みの場合がありますのでご了承ください。

必要書類等	<p>(1) 公有財産借受申込書 1通 入札案内書37ページに書式があります。市公式ウェブサイトからダウンロードできます。事務担当者票も提出してください。</p> <p>(2) &lt;個人の場合&gt;住民票の写し（個人番号の記載がないもの） 1通 &lt;法人の場合&gt;現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通 ※いずれも発行後 3か月以内のもの（令和 8年 3月10日受付の場合、令和 7年12月10日以降のもの）で、連名の場合は連名者全員のもの。</p> <p>(3) &lt;法人のみ&gt; 法人役員に関する調書 1通 入札案内書29ページに書式があります。市公式ウェブサイトからダウンロードできます。</p> <p>(4) &lt;個人法人いずれも&gt;入札公告の日から過去 3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績を証明するもの（官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書等の写し、民間施設の場合は契約書等の写し） 1通 ※連名で入札に参加される場合は、連名者全員の実績が必要です。</p>
その他	<p>(1) 提出された書類は一切お返しできませんので、ご了承ください。</p> <p>(2) 申込前には必ず物件説明書により詳細をご確認いただき、必ず現地もご確認ください。</p>

## 5 契約の締結

- 1 落札者には、契約書、納入通知書等の契約関係書類を郵送しますので、指示に従ってください。契約書の案は入札案内書14ページから21ページのとおりです。
- 2 契約締結期限は、令和 8年 3月27日（金）までとします。それまでに貸付契約を締結しないときは申込みを取り消します。この場合、今後実施される自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加できない可能性があります。
- 3 契約書に貼付する収入印紙は、申込者の負担とします。
- 4 貸付契約は、入札申込者名義で行います。

## 6 貸付料の納付

貸付料は契約書に定める期限までに、名古屋市発行の納入通知書により納付してください。

## 7 契約保証金

- 1 貸付契約締結と同時に、契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただき

ます。ただし、名古屋市契約規則第31条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金を免除することがあります。

- 2 契約保証金は、貸付月額（入札金額）の6か月分とします。
- 3 契約保証金は、一時使用物件の明渡し完了後に還付します。ただし、未払いの貸付料等がある場合は名古屋市に対する一切の債務を控除した残額を還付します。
- 4 契約保証金には、利息を付けません。
- 5 契約保証金は、現金に限ります。

## 8 販売実績の報告

---

設置した自動販売機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、「販売実績報告書」（入札案内書41ページ）により、半期ごとに名古屋市へ報告していただきます。

## 9 お問い合わせ先

---

施設担当課	名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課 電話番号：052-253-9278 メール：a3268@kyoiku.city.nagoya.lg.jp
受付期間	令和8年3月10日（火）から令和8年3月12日（木）まで 午前9時から午後5時まで（正午～午後1時を除く。）

※問合せ件数などの情報は、競争性・公平性を保つため一切お答えできません。